

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次 98

### 公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表  
.....(東京都監査委員)..... 一

### 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年工事監査、令和元年財政援助団体等監査、令和2年定例監査、令和2年工事監査、令和2年度公営企業各会計決算審査及び令和2年度各会計歳入歳出決算審査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

東京都監査委員 山田 ひろし  
東京都監査委員 中山 信行  
東京都監査委員 中 山 雄  
東京都監査委員 茂 垣 之  
東京都監査委員 岩 田 喜美枝  
東京都監査委員 松 本 正一郎

### 第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和3年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）は、知事等関係機関が令和3年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめられたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象342件から前回までに措置済みとなっている296件を差し引いた46件のうち、32件（指摘：22件、意見・要望：10件）が改善された。残る14件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計1）は、表3のとおりである。

会計処理の是正など、是正・改善措置29件、研修等の実施など、再発防止の取組46件、合計75件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、次のようなものがある。

- ・ 活動内容の見直しを踏まえた要綱等の改正
- ・ 実態に即した舗装管理図の整備など、マニュアル等の整備

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

監査実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳		措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
			指摘	意見・要望				
平成30年	行政監査 (公の施設の指定管理について)	平成30.1.10～	111	4	111	110	—	1
		平成30.8.30	115	—	115	114	—	0
		平成30.7.17～	—	—	—	—	—	—
令和元年	財政援助団体等監査	平成31.1.31	29	28	29	28	—	1
		令和2.1.11	27	—	27	26	—	1
		令和2.1.16	28	—	28	27	—	1
令和2年	工事監査	令和2.1.9	44	—	44	44	—	0
		令和2.1.28	2	—	2	1	—	1
		令和2.1.30	46	—	46	45	—	1
令和3年	公営企業各会計 決算審査	令和2.6.1	1	—	1	—	—	1
		令和2.9.8	—	—	—	—	—	—
		令和3.6.1	2	—	2	—	—	2
令和3年	公営企業各会計 決算審査	令和3.7.9	4	—	4	—	—	4
		令和3.9.7	18	—	18	—	—	18
		令和3.9.7	—	—	—	—	—	—
合計	合計	合計	342	—	342	296	32	14
		指摘	291	—	291	257	22	12
		意見・要望	51	—	51	39	10	2

(単位：件)

(表2) 各実施年の監査の改善率

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	改善中 C-D
平成30年	指摘	232	231	1	—	99.6	1
	意見・要望	37	36	1	—	97.3	1
令和元年	指摘	160	159	1	—	99.3	2
	意見・要望	15	14	1	—	100	0
令和2年	指摘	175	173	2	2	100	0
	意見・要望	111	99	12	5	93.7	7
令和3年(注)	指摘	13	5	8	8	100	0
	意見・要望	124	104	20	13	94.4	7
令和3年(注)	指摘	20	—	20	16	80	4
	意見・要望	2	—	2	1	50	1
合計		22	—	22	17	77.3	5

(単位：件、%)

(注) 令和3年実施監査のうち、令和2年度公営企業各会計決算審査及び令和2年度各会計歳入歳出決算審査を集計

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

監査種別	令和元年			令和2年		令和3年		計
	工事	財援	定例	工事	公営企業 会計審査	会社 計出入簿審査		
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	—	—	0
	イ 財産・物品管理	—	—	1	—	—	—	1
	ウ 会計処理	—	—	—	—	—	14	14
	エ 事務処理等	1	1	4	4	—	—	10
	小計	1	1	5	4	—	14	25
2 再発防止の取組	ア 要綱等の制定・改正	—	—	1	—	—	—	1
	イ 契約・仕様等の見直し	—	—	—	—	—	—	0
	ウ ルール・体制の構築	1	—	1	1	—	2	4
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	1	—	1
	小計	1	—	1	1	1	2	7
合計	3	1	8	5	1	16	32	

(単位：件)

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛けあり)：措置区分のうち上なものを一つ選定した場合の数値

下段(網掛けなし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過入交付した補助金、過入支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの 決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調査への記載誤りを修正したもの 調定登録されていたなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
ウ 会計処理	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したものの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
エ 事務処理等	
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの

1 主な措置事例

各消防署において災害時支援ボランティアの現況を調査し、活動内容の見直しを行うことで、ボランティアの実効性を担保するよう改善を図ったもの

p.16 東京消防庁 No.4 (令和2年定例監査)

措置の概要

東京消防庁は、震災等の大規模災害発生時において、消防活動に自ら進んで無償で支援する意思のある者を東京消防庁災害時支援ボランティアとして登録し、育成等を行っている。

当該ボランティア登録者の更新状況等を見たところ、多くの消防署において、登録証の有効期限が満了したにもかかわらず更新又は返納の手続がなされていない者、ボランティアの講習・訓練等の活動実績がない者が多数認められた。

そこで、現況を調査するとともに、各消防署を適切に指導するよう求めた。

措置の概要

庁は、各消防署においてボランティア登録証の更新状況及び活動実績の現況調査を実施し、登録者に対し更新の意思確認を行った。なお、「東京消防庁災害時支援ボランティアのあり方検討委員会及び同幹事会」を設置し、災害の多様化等ボランティアを取り巻く環境の変化及び庁が求める活動内容を踏まえ、消防署での給食支援や救護所設営支援等の後方支援活動に重点を置いた活動内容に見直しなど、制度全般の見直しを行うことでボランティアの実効性を担保した。

災害時における都営地下鉄利用者の一時保護対策について見直しを行うことで、災害発生時に即応できる態勢整備に取り組んだもの

p.21 交通局 No.10 (令和2年定例監査)

意見・要望の概要

交通局は、大規模地震等の災害発生時に地下鉄駅構内において、利用者を一時的に保護するために必要な災害対策用備蓄品を、局が管理する都営地下鉄全101駅に配備している。

大規模災害発生時における局の都営地下鉄利用者の一時保護対策が、迅速かつ有効に行えるか確認したところ、停電時等の対応や一時保護対策に係る訓練等について、取組が不十分である点が認められた。

そこで、災害時における都営地下鉄利用者の一時保護対策について検証を重ね、災害発生時に即応できる態勢をより強固に整えるよう検討を求めた。

措置の概要

局は、停電時等の対応について、停電等により駅施設に留まることが危険と判断される場合の手順等を各駅務管区の「異常時対応マニュアル」に追記した。また、一時保護対策に係る訓練について、「一時保護対策訓練(標準手順書)」を策定するとともに、本手順書を活用した訓練を今年度の白衛消防訓練にあわせて全駅にて実施するよう求めるなど、災害発生時の即応態勢の整備を図った。

斜面の落石を防ぐロープ状工の施工・品質管理基準について明確化するとともに基準書等の見直しを行ったもの

p.23 産業労働局 No.12 (令和2年工事監査)

意見・要望の概要

産業労働局は、林内の転石や亀裂を含む岩塊の落石を防止するため、2件の契約により、ロープ状工(注)等の落石防止対策を行っている。

このうち、各契約のロープ状工の施工計画書に記載された施工・品質管理項目について見ると、統一が図られていない点が認められた。これは、各契約で異なる製造会社のロープ状工材料を採用しており、各製造会社独自の施工・品質管理基準を適用して施工したためである。

そこで、ロープ状工の施工・品質管理の基準化について検討を求めた。

(注) 落石の要因となる斜面の浮石・転石をワイヤロープと各ワイヤ交点に配したアンカーとで押さえつけることにより、浮石・転石の滑動を抑制し落石を防ぐ工法

措置の概要

局は、各製造会社への管理項目の調査結果及び庁内調整結果を踏まえ、主要品質管理項目については基準を統一し、基準書等の改定を行った。

各市場の利用状況に応じた舗装管理図を整備することで、実態に即した合理的な舗装の維持・補修工事が可能となったもの

p.23 中央卸売市場 No.13 (令和2年工事監査)

意見・要望の概要

中央卸売市場は、工事請負契約により各市場の傷んだ舗装の補修を行っている。

市場外構工事設計要領(構内舗装・排水等編)では、舗装構成(注)の設計に当たっては、その目的に照らした上で、それぞれの現場の状況に応じ、施工性、経済性、維持管理等についても十分配慮することとしている。

しかしながら、豊洲市場以外の10市場において、30年以上前のしゅん工図を用いた舗装構成としていたり、しゅん工図及び舗装構成が不明であったりするなど、要領に沿っていない舗装構成が認められた。

そこで、各市場の利用状況に応じた舗装管理図の整備について検討を求めた。

(注) 舗装に使用するアスファルト混合物や砕石などの各材料を必要な厚さに設定し、組み合わせること。

措置の概要

市場は、しゅん工図や交通量調査を基に、路床土の強さを表す設計CBR、交通量区分、現況の舗装構成など、舗装の設計に必要な情報を1つに集約した舗装管理図を各市場で作成した。また、舗装構成を舗装管理図に記載することで、担当者によって設計に差異が生じないよう、方針の統一化を図っていくことについて関係者に周知した。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4 (監査種別) 及び表5 (指摘区分別) のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。  
 なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものは◎を、その他、該当するものには○を付けている。  
 また、措置区分が2 (再発防止の取組) のみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表4) 措置通知一覧 (監査種別)

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		頁	
			1	2		
<b>令和元年工事監査</b>						
<b>【指摘事項】</b>						
1	健康局	施設管理上の安全対策を適正に行うべきもの		◎	○	12
<b>令和元年財政援助団体等監査</b>						
<b>【意見・要望事項】</b>						
2	等号子 *公益財団法人東京回遊交通 振興推進部長(等号子)	基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における信頼性等について		◎	○	13
<b>令和2年定例監査</b>						
<b>【指摘事項】</b>						
3	中央卸売市場	米収量の積算管理を適切に行うべきもの		◎	○	14
4	東京消防庁	災害時支援ボランティアの組織を適正するとともに、実効性を担保するよう適切に指導すべきもの		◎	○	16
5	交通局	自動車営業が管理委託の適正かつ効率的な業務遂行を確保すべきもの		◎	○	17
6	交通局	地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を適切に行うべきもの		◎	○	18
<b>【意見・要望事項】</b>						
7	財務局	若年層の公有財産数値に係る取得単価について		○	◎	19
8	財務局	公有財産の価格等の公表について		○	◎	20
9	中央卸売市場	総合卸売方式による管理委託業務の性能要件の確保状況の適切な確認について			◎	20
10	交通局	災害時における都営地下鉄利用者への一時保護対策について		◎		21
<b>令和2年工事監査</b>						
<b>【指摘事項】</b>						
11	水道局	鉄筋架設に用いる補強材の施工管理を適切に行うべきもの			◎	22

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		頁	
			1	2		
<b>【意見・要望事項】</b>						
12	廃棄物局	ロープ状の施工・出賃管理の標準化について		◎	○	23
13	中央卸売市場	市場内の舗装管理関係の整備について		◎	○	23
14	水道局	線内前線構成の標準化について		◎	○	24
15	下水道局	預貯金簿における取具上の標準化等について		◎	○	24
<b>令和2年度公営企業各会計決算審査</b>						
<b>【意見・要望事項】</b>						
16	水道局	業務活動によるエネルギー・フローについて			◎	25

<b>令和2年度各会計歳入歳出決算審査</b>						
<b>【指摘事項】</b>						
番号	対象局 (団体)	事項				
17	総務局	物品が過入登録となっているもの	◎		○	26
18	生活文化局	債権が計上漏れとなっているもの	◎		○	26
19	オリンピック・パラリンピック 局準備局	土地建物等の測定額及び収入済額が過入計上並びに在庫物買付料の測定額及び収入済額が過入計上となっているもの		◎	○	27
20	都庁整備局	商標権が登録漏れとなっているもの	◎		○	27
21	築地局	物品が登録漏れとなっているもの	◎		○	27
22	築地局	債権が過入計上となっているもの	◎		○	27
23	福祉保健局	還付金済額及び収入済額が過入計上となっているもの	◎		○	28
24	福祉保健局	債権が過入計上となっているもの	◎		○	28
25	産業労働局	測定額及び収入済額が過入計上となっているもの	◎		○	28
26	産業労働局	出賃による権利が登録漏れとなっているもの	◎		○	29
27	建設局	1.地家賃登録漏れとなっているもの	◎		○	29
28	建設局	建物が過入登録となっているもの	◎		○	30
29	建設局	物品が過入登録及び登録漏れとなっているもの	◎		○	31
30	港湾局	物品が登録漏れとなっているもの	◎		○	31
31	東京消防庁	物品が過入登録となっているもの	◎		○	31
32	数子庁	測定額・収入済額及び還付金済額が過入計上となっているもの	◎		○	32

(表5) 措置通知一覧(指地区別)

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
<b>【会計処理(歳入・収入)】</b>						
19	オリエンティック・パビリオンピア事務局	2決算	土地建物の測定額及び収入済額が過大計上並びに建物賃貸料の測定額及び収入済額が過小計上となっているもの			27
23	福祉保健局	2決算	運付未済額及び収入未済額が過大計上となっているもの	◎		28
25	遊業労働局	2決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	28
32	教育庁	2決算	測定額、収入未済額及び運付未済額が過大計上となっているもの		◎	32
<b>【債権管理】</b>						
3	中央卸売市場	2定例	未収金の債権管理を適切に行うべきもの		◎	14
<b>【契約(仕様・積算)】</b>						
9	中央卸売市場	2定例	総合評価方式による契約委託業務の仕様要件の確保状況の通知が確認について		◎	20
<b>【契約(その他)】</b>						
5	交通局	2定例	自動車等業務管理委託の適正かつ別率的な業務遂行を確保すべきもの		◎	17
<b>【財産管理】</b>						
2	警視庁(公益財団法人暴力団排除推進市民センター)	1財産	基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について	◎	◎	13
7	建設局	2定例	著作権の公有財産登録に係る取付事由について		◎	19
8	財務局	2定例	公有財産の価格等の公表について		◎	20
17	総務局	2決算	物品が過入登録となっているもの	◎		26
18	生活文化局	2決算	債権が引上撤れとなっているもの	◎		26
20	都市整備局	2決算	所有権が登録撤れとなっているもの	◎		27
21	環境局	2決算	物品が登録撤れとなっているもの	◎		27
22	建設局	2決算	債権が過大引上となっているもの	◎		27
24	福祉保健局	2決算	債権が過大引上となっているもの	◎		28
26	遊業労働局	2決算	引上による権利が登録撤れとなっているもの		◎	29
27	建設局	2決算	土地が登録撤れとなっているもの		◎	29
28	建設局	2決算	建物が過大登録となっているもの	◎		30
29	建設局	2決算	物品が過大登録及び登録撤れとなっているもの	◎		31
30	遊業労働局	2決算	物品が登録撤れとなっているもの	◎		31
31	東京消防庁	2決算	物品が過大登録となっているもの		◎	31
<b>【設計】</b>						
1	建設局	1工事	施設管理上の安全対策を適正に行うべきもの		◎	12
14	水辺局	2工事	場内舗装工事の標準化について		◎	24

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
<b>【施工】</b>						
11	水辺局	2工事	斜め仮設に用いる補強材の施工管理を適切に行うべきもの		◎	22
12	遊業労働局	2工事	ロープ状上の施工・品質管理の標準化について		◎	23
<b>【その他】</b>						
4	東京消防庁	2定例	災害時支援センターの開設を要するともに、災害時支援センターの開設に関する要領を定めるもの		◎	16
6	交通局	2定例	地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を適切に行うべきもの	◎		18
10	交通局	2定例	災害時における都営地下鉄利用者への一時保護対策について		◎	21
13	中央卸売市場	2工事	市場内の舗装管理の整備について		◎	23
15	水辺局	2工事	積算基準における改良土の土質改良率について		◎	24
16	水辺局	2公決	業務活動によるキャンセル・フローについて		◎	25

【令和元年工事監査】

【指摘事項】		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
番号	対象局 (団体)			
1	建設局	施設管理上の安全対策を適正に行うべきもの	建設局は、工事請負契約により、谷津川流域の排水対策として道路下にトンネル形状の分水路を新設している。この分水路には、内部の排気を排気するため、立坑形状の中間排気施設を設けている。で、労働安全衛生規則では、強送通路で塵埃の危険のある箇所では高さ83cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「手すり等」という。)を設けることとしている。また、立坑内の架設通路(その長さ1.0m以内)に簡易な設備を設けることとしている。しかしながら、中間排気施設内の架設通路には、立坑手前で塵埃の危険があらわれていない。また、立坑内のかかわら深さが約2.6mであるにもかかわらず、簡易が設置されていない。局は、施設管理上の安全対策を適正に行われた。	第二建設事務所は、立坑手前の架設通路には、人による点検のため転落防止柵を設置するほか、立坑内は排気施設の機能を拘束し、無人で点検することとなるため、難読の設けが必要となることとを、令和3年4月26日開催の「谷津川分水路の整備・運用検討委員会」に諮り、同年9月1日開催の同委員会で決定した。委員会は受け、同月7日に受注者へ工事変更にかかわる指示書を出し、受諾された。【1-エ】局は、チェックリストに施設管理上の安全対策を確保する項目を追加し、【2-ウ】河川部は、令和2年1月29日に河川事業設計担当課長(代理)会を開催し、同月19日に課内会議を開催した。これらからの会議により、指摘趣意及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】

【令和元年財政援助団体等監査】

【意見・要望事項】		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
番号	対象局 (団体)			
2	警視庁 公益財団法人 法人暴力団 追放運動連 進都民セン ター	基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について	財団は、総資産32億5千万円のうち基本財産である30億5千万円を主に債券で運用しており、うち25億円が円建て外債、3億円が円建て外債である。円建て外債は高収益が期待できる一方で、運用益の減少や債券価値の暴落が生じる可能性がある。そこで、財団の基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について見直し、次のとおりこれらの基本財産の運用に係るリスク管理については、「公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター」(以下「センター」という。)において運用方針を定め、運用状況について年2回、理事会に報告を行うとしている。また、具体的な運用方針については、市場リスク及び発行体の信用リスク並びに流動性リスク等を定量的に識別し評価している。	① 現行規定の改正を行い、新たに「公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター」基金運用管理規程(案)を作成し、理事会及び代表役員会をより一層明確にし、令和3年3月8日の理事会において承認を得た。【1-エ、2-ア】 ② 具体的な運用取組方針について追放運動推進都民センター(以下「センター」という。)第4条第2項に基づき、令和3年5月19日の理事会において、基金運用執行責任者が承認した資金運用方針の成明を行い、承認を得た。【1-エ】 ③ 各種リスクの定期的な識別については、規程第4条第3項のとおり、3か月ごと、運用会社から報告される報告書の内容を精査し、規程第9条にある格付基準のほか、為替や経済情勢、資金運用環境の変化等を確認し、代表理事の承認を受けることと定めた。【1-エ】 ④ 日本公認会計士協会が示している財務諸表における開示に関する実務上の指針に基づき、令和3年度決算の財務諸表に対する注記に「金融商品の状況に関する事項」を記載した。【1-ウ】
1			財団は、基本財産の運用について、具体的な取組方針の策定及び金融商品に係る各種リスクの定期的な評価並びに財務諸表における情報開示を行うことが望まれる。	

〔令和2年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	指置区分			
3	中央卸売市場	未収金の債権管理を適切に行うべきもの	<p>中央卸売市場（以下「市場」といふ。）は、未収金について「東京都中央卸売市場使用料等に係る滞納整理等事務処理要領」（以下「要領」といふ。）のほか、東京都債権管理條例及び「東京都債権管理マニュアル」（平成20年7月財務局主計部・主税局徴収部）に基づき、滞納整理等の事務を行っている。</p> <p>① 未収金の滞納整理等について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>② 北足立市場は、未収金2件について、監査日（令和2年1月21日）現在、催告書の送付や納付指導を行っていない。</p> <p>③ 豊洲市場は、築地市場の未収金を引き継いでいるが、監査日（令和2年1月17日）現在、債務者が退社した支払計画書と納付せず、支払計画の期間を超過しているにもかかわらず、新たな支払計画書の徴取等、支払計画書の記載事項を遵守していない場合にとるべき対応を行っていない。</p>	<p>各場及び事業部は、以後、未収金の債権管理を以下のとおり適切に行っていく。</p> <p>また、管理課は、未収金の債権管理に関する指導を以下のとおり強化していく。</p> <p>① 北足立市場 債務者D おおむね半年に一度、債権者代理人に連絡を取り、支払計画書を送付し、納付書を送付している。</p> <p>令和3年9月現在、引き続き債務者代理人に連絡を取っており、支払計画書の提出を求めるとともに、納付請求を行っている。</p> <p>【1-E】 令和2年6月に法人代表者の住所に催告書を送付し、同年9月には代表者の住民票を取得した。</p> <p>令和3年9月現在、代表者の死亡が確認されたため、相続人の有無について情報収集予定である。</p> <p>【1-E】</p> <p>② 豊洲市場 債務者F 令和2年2月7日に支払計画書を徴取した。また、電話催告や臨店等を行いながら履行を管理し、計画額を総える納付を行っている。</p> <p>【1-E】 令和2年10月22日には支払計画書を再提出させ、計画どおりに納付を行っている。</p> <p>【1-E】 債務者H 令和2年11月2日に支払計画書を徴取し、納付どおりに納付を行っている。</p> <p>【1-E】</p> <p>③ 事業部 令和2年3月11日、同年7月10日、令和3年1月4日、同年6月25日及び同年8月30日に債務者へ催告の電話を行った。</p> <p>令和3年2月3日及び同年8月5日に訪問して催告を行った。</p> <p>令和2年9月3日、同年12月17日、令和3年6月10日及び同年7月28日に催告書を送付した。</p> <p>【1-E】</p>

(管理課)  
中央卸売市場の指導強化の取組として、全部署における債権管理強化の取組（次頁へ繰る）

3	中央卸売市場	未収金の債権管理を適切に行うべきもの	<p>その結果、債権管理状況に関する不備（納付指導記録表自体が作成されていないものやその記載に不備があるもの）、債務者への催告に關する不備（直近1年以内に、現地訪問や催告等の直接交渉もしていないもの）及び支払計画書に關する不備（支払計画書と納付書の関係が一致していないにもかかわらず、1年以上支払計画書の更新を行っていないもの）が延べ25件目受け付けられた。</p> <p>このため、不備があった各部署の立会人に対しては、便宜当日に口頭での注意及び指導並びに速やかな改正、改善策の策定を指示するとともに、後日文書により実施状況を報告すること、さらにも定期的に改善状況の確認を行うこととした。</p> <p>その他、全部署に対しては、債権管理マニュアル及び「東京都中央卸売市場使用料等に係る滞納整理等事務処理要領」に基づいた事務処理を徹底すること、当該事務において、疑義が生じた場合は財務課会計担当に相談すること等を改めて通知した。</p> <p>【2-E】</p>
	1	エ	



4	<p>東京消防庁</p> <p>災害時支援ボランティアの現況を調査するとともに、実態を把握するよう適宜に指導すべきもの</p>	<p>防災部は、震災等の大規模災害発生時に備えて、東京消防庁が行う消防活動のある者として、あらかじめ登録した者（東京消防庁災害時支援ボランティアの育成等）に、「東京消防庁災害時支援ボランティア」に関する要綱（平成18年1月17日防災部消防長依命通達）及び「東京消防庁災害時支援ボランティア事務処理要綱」（以下「要綱」という。）を定め、各署は、ボランテアに対して登録証を貸与することとし、その有効期限は発行日から5年が経過する。また、各署は、ボランテアが、有効期限の満了までに活動の継続を申し出た場合、登録証を更新することとし、登録証の有効期限が満了し、ボランテアから活動の継続を申し出がないときは、登録証を返納させることとしている。</p> <p>そこで、各署における登録証の更新及び返納の状況について抽出し、2年度末までに登録証の有効期限が満了し、更新・返納の数は、2,404人であり、多くは登録していない状況が見受けられた。また、平成29年4月1日から令和元年12月までの約3年間に登録したボランテアの講習や訓練を含めた活動実績がなかった者が2,587人と、多数見受けられる状況であった。と、各署の現況について調査するとともに、実態を把握するよう各署に対し、適切に指導されたい。</p>								
1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ

令和2年2月に各消防署において、登録証の更新状況及び活動実績の現況調査を実施した。その上で、令和2年3月末に更新した東京消防庁災害時支援ボランティア（以下「ボランテア」という。）の登録者数は、14,015人（令和元年12月末現在）から4,665人（令和2年5月末現在）となった。令和元年度に「東京消防庁災害時支援ボランティアのあり方検討委員会等」という、2年間にわたり制度全般の見直しを図り、令和3年5月に最終結果報告書を示した。主な検討結果は以下のとおりである。

① 災害の多様化、地域防災リーダーへの期待の高まり等、ボランテアを取り巻く環境の変化及びボランテアが求める活動内容や支援等での給付支援や救護所設置支援等の後方支援活動に重点を置いた活動内容に見直し、17,000人から5,000人とした。

② 登録の有効期限を5年から3年へ変更し、更新期限を迎えた際に更新の意思が確認できない場合は、猶予期間（1年）とした。

③ 上記の検討結果を踏まえ、令和3年5月に要綱を改正し、同年6月に事務処理要綱も併せて取り直し、新たなボランテアの募集を開始し、活動を再開した。

【2-7、2-9】

5	<p>交通局</p> <p>自動車営業委託業務の適正かつ効率的な業務遂行を確保すべきもの</p>	<p>自動車部は、都バスの自動車営業所（支所）の指定路線の運転業務、運行管理業務、整備業務、その他に付随する業務について、基本契約及び実施契約を締結し、委託契約を締結している。また、委託業務の適正化を図ることを目的として「委託契約」に基づく委託業務の管理業務要綱（以下「要綱」という。）を作成しており、平成30年4月には、委託業務のうち収入請定処理について、委託業務所での事務処理が完了するよう変更している。</p> <p>この中で、受託者に業務を委託している営業所支所（以下「委託支所」という。）のうち、各営業所支所において委託業務の状況把握にその管理業務所である都バス自動車営業所及び川口自動車営業所の履行確認について見直し、同委託支所は、収入請定関係の帳簿管理について、要綱変更後の処理方法を認識しておらず、委託支所に収入金内訳書を送付し、管理業務所の帳簿を受け取り、業務日誌等の提出を要領どおりに行っており、管理業務所は要領どおりに行っており、要領の「帳簿処理」とおりの処理がなされ、見直しが必要と認められた。この見直しは、要領の「帳簿処理」とおりの処理がなされ、見直しが必要と認められた。</p> <p>① 要領の位置付けが基本契約及び実施契約上明確になっていない</p> <p>② 管理業務所及び委託支所に対し、要領変更後の要領が適切に周知されていない</p> <p>③ 要領における各事務処理の定め及び帳簿処理一覧表が実態に見合っていない</p> <p>④ 要領の内容が分かりにくいものとなっている</p> <p>と、このことについて、管理委託業務の適正かつ効率的な業務遂行を確保されたい。</p>	<p>令和3年度の契約の更新に合わせて、令和3年4月1日付けを要領を改正し、以下のとおり見直しを行った。① 契約と要領との関係性を明らかにするよう、要領及び基本契約第1条第2項に基づき、各事務処理の位置付けを明確にした。</p> <p>② 改正後の要領を都内、公社及び委託支所に適切に周知した。</p> <p>③ 委託支所へ指導、監督等を適切に行えるよう、「各事務処理の定め及び帳簿処理一覧表」を実施に合わせ見直しした。</p> <p>④ 維持費削減等の経費等の負担が生じた。今後、契約、要領について、適宜精査・見直しを行うとともに、その内容を都、公社及び委託支所に適切に周知し、管理委託の適正かつ効率的な業務遂行に努める。【1-1-E】</p>							
1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ

<p>地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を行うべきもの</p>	<p>建設工務部は、都営浅草線ほか4路線に於ける防火戸・防火シャッター等の防災設備等の定期点検を行うため、契約を締結している。点検は年2回行われ、点検終了後には、設備ごとに詳細な結果報告書が提出された点検結果報告書が、受託者から当該契約の監督部署である工務事務所等に提出されている。</p> <p>令和3年11月に実施された防災設備の点検結果を見たと、修繕等を要すると判断した箇所が369件あるにもかかわらず、監査日（令和2年9月29日）現在、353件が修繕された。また、この中には、過去3回の点検において修繕が完了していない箇所も複数あった。結果の報告書をもとに修繕の準備を行っているが、修繕を要する防災設備への対応を速やかに行っていないことは適切でない。</p> <p>不特定多数の者が利用する地下鉄駅構内の当該防災設備が正常に機能しない状態が発生することは、ひとたび火災等の事故が発生すると重大事故につながるばかりか、局が掲げる「安全・安心を何とよりも大切にする」という経営理念にも反するものである。駅構内の防災設備についても、地下鉄線路の確保を図り、地下鉄駅構内を利用する者の信頼性を高めるため、防災設備の維持管理を適切に行わなければならない。</p>
<p>6</p> <p>交通局</p>	<p>1</p> <p>2</p>

指摘を受けた353箇所について、令和3年6月末までに修繕を完了した。【1-1】

本組合の約3割を占めるパツラリに有効期限切れについては、点検時にパツラリと交換を行う設備の交換を促し、交換時期を早めた。また、防振減速機の不具合の原因の多くは、比較的有効期限が短い部品にあり、今後の部品交換を行うべく、【2-1】

執行体制の強化については、防災設備の点検結果（建設工務部）と事業所（建設工務部）の一元化を図るため、令和3年3月1日から新たに事業所防災設備担当者として必要となる担当者を定め、緊急対応が必要な不具合が発生した場合、直ちに事業所防災設備担当者、直ちに詳細調査を依頼し、本局防災設備担当者との連携を要する。令和3年3月3日から、本局及び事業所の防災設備担当者による新たな定例会議「防災設備担当者会議」により、修繕工事の発注分担の明確化や進捗管理を行うこととした。

また、管理職も出席する本局と事業所間の定例会議の議題に防災設備の進捗管理を追加し、情報共有と修繕の連携体制を行った。

なお、令和2年度の点検結果で明らかになった不具合箇所についても、防災設備担当者会議において、建設工務部と事業所と連携し、設備の点検や点検時の対応等の情報を共有していくことを確認し、修繕完了の届出を確保している。【2-1】

【意見・要望事項】		監査結果の要約	講じた措置の概要
<p>7</p> <p>交通局</p>	<p>著権者の公有財産登録事項に係る取得</p>	<p>財産運用部は、都の公有財産の取得、管理及び処分についての総合管理業務について特導を行っている。公有財産取得を要する財産情報システムは、東京都公有財産管理システム（以下「登録システム」という。）で定められている。ところで、財産情報システムに入力される取得事由は、運用費や収入等システムにおいて費用や収入等の対価を自動的に行う（以下「自動対価」という。）のために用いられる仕組みとの入力の際、取得事由を選択する費用を要していない取得と認識され、財務諸表にその他特別収入が計上される仕組みとなっている。</p> <p>そのため、取得時に印刷製本費などの費用を要したにもかかわらず「設定受」を選択した場合、自動対価の対象となり、費用を計上する仕組みに加えて、同額で収入を計上する仕組みとなる。どこから一つの事例が同じような事例に費用と収入が同額で計上され、財務諸表システムで作成する財務諸表の行政コスト計算書への計上が適切とは言えない状態に繋がっている。</p> <p>著権者の取得事由について、部は、著作権の取得に費用を要した場合は「買入受」を、「設定受」を選択していない場合は「登録事由表」を見取して「買入受」は財産の買入れにより取得した場、例えれば、印刷製本費の支出により取得した場合はこれに含まれないと誤認されている可能性がある。</p> <p>そこで、令和元年度中に新規登録された著作権について見たと、取得事由の内訳は「設定受」が多くなっているが、このうち、「買入受」を選択すべきであったが「設定受」を選択してしまつた事例が少なくとも9件あることが認められた。</p>	<p>取得に費用を要した無体財産権の取得事由に「買入受」が選択されるよう、登録事由表の表記を改めるなどの対応を行った。令和3年4月14日付けで各局等公有財産情報システムに連携し、取得事由の修正が行われており、エラーや事例の発生が抑制されている。【1-1】</p> <p>上記事例連絡での著権取得事由登録に当たって、事務研究において、例年5月に開催される実務研修や事例の周知を徹底するなど、継続的な取組が実施されている。【2-1】</p>
<p>1</p> <p>2</p>	<p>1</p> <p>2</p>	<p>1</p> <p>2</p>	<p>1</p> <p>2</p>

<p>8</p> <p>財務局</p> <p>公有財産の価格等の公表について</p>	<p>財務局は、毎年6月及び12月に公有財産の価格等について東京都公報別冊「財政のあらまし」により公表している。令和2年6月の公表内容を見ると、一部適用事業用財産及び全部通用事業用財産等の種類ごとに、令和2年3月末日現在の公有財産の価格等(一部適用事業用財産を除く)を記載した公有財産の長から令和2年3月末日現在の土地及び建物等の価格等を記載した公有財産を抽出し、令和2(2020)年6月1日第8表を作成している。</p> <p>一方、地方公営企業の管理に、毎年事業年度終了後2月以内に決算を纏整し、土地及び建物等の価格が登載されている貸借対照表等の書類(以下「決算書」という。)を当該地方公共団体の長に提出することとされている。</p> <p>令和2年3月末日現在の土地及び建物等の価格について、決算書と調書等を突き合わせたところ、一部適用事業用財産に係る土地及び建物等の価格について、決算書の計数と「財政のあらまし」第8表の計数とに差異が生じている状況となっている。</p> <p>このため、財務局においては、財政に関する事項を住民に公表する立場として、地方公営企業に係る高等の長に調書の作成を依頼する際には、条項及び各公計における財産に関する項目等に基つき計数を整理して提出するよう周知するとともに、公有財産の計数については、必要に応じて「財政のあらまし」第8表等にさらに注書きを付すこととするよう取組を図ることが望まれる。</p>
<p>9</p> <p>中央卸売市場</p> <p>総合評価方法による警備業務の確保状況の適切な確認について</p>	<p>大田市場は、場の規模が大きく、また出入りする車両や人員の量が非常に多いなどの特性を持っており、警備業務において高い性能要件を要求される現場であることから、受託者による競争入札方式により契約を締結している。当たつては、総合評価方式の競争入札手続において、場は、入札価格等ほか各に各入札参加者が提出した事業提案書に基づき、受託者が即座に対応できるような、事故対応方法等が記載されている。</p> <p>そこで、事故対応方法等に關する周知及び訓練の状況について確認したところ、契約期間において実際に警備業務に従事することを確認された。この場は、総合評価方式による警備委託業務の性能要件の確保が適切に確認することが望まれる。</p>

令和3年6月30日付けで発行した「財政のあらまし」において、財政に関する事項を住民に分かりやすく公表するため、次のとおり措置を講じ改善を図った。

① 地方公営企業に係る高等の長に調書の作成を依頼する際、条項及び各公計における財産に関する項目等に基つき、計数を整理して提出するよう周知した。【1-1-5】

② 一部適用事業用財産の価格は各財務規則の規定に基づき管理している場合であり、決算書の計数と一致しない場合がある旨、「1-1-5」第8表に書き加えた。【1-1-5】

③ 全部適用事業用財産の減価償却対価に統一した。【1-1-5】

3年間の長期継続契約が満了し、令和3年度から警備委託業務の受託者が変更になったことに伴い、新たな受託者訓練等実施等の報告について「1」より事業提案書に記載された訓練状況等を提出するよう指示を行った。訓練等間や人員、訓練内容等は、日々の報告「(大田市場)日々訓練実施報告」等の文書により、事業提案書に則した報告を大田市場に対してしている。【2-2-7】

<p>10</p> <p>交通局</p> <p>災害時における都営地下鉄利用者への一時保護対策について</p>	<p>局は、大規模地震等の災害発生時に、地下鉄駅構内において利用者や災害対策的に対応するために必要な災害対策用備品を、局が管理する都営地下鉄全10の駅に配備している。災害発生時における、局の都営地下鉄利用者への一時保護対策が、迅速かつ有効に行えるかを確認したところ、次の状況が認められた。</p> <p>① 一時保護対策に当たって重要な駅設備の確保について、点検結果の報告は受け付けているものの、不良の程度がどの程度のものであるのか、修繕がいいつ執行されるかなどは把握していない旨、一時保護対策の実施に当たって重要な駅設備に關する情報について、各駅が、適時適切に把握する態勢が十分にとられていない。</p> <p>② 停電時等の対応 都営地下鉄の各路線は、複数の電流供給手段を確保しており、利用者への駅構内での一時待機を可能としている。一方、停電等により一時待機が困難となった場合は、非常用電源を稼働させ、2時間以内の利用者への地上への避難(2時間)している。しかしながら、各駅構内での「異常時対応マニュアル」には、停電などにより一時待機が不可となる条件や、明確な対応に關する記載がなく、明確になつていない。</p> <p>③ 災害対策用備品の一時待機場所への搬出方法等の検討 大田市場、春日駅、日比谷駅及び三田駅を確保したところ、災害対策用備品を一時待機したところに、輸送が容易で、駅構内から搬出が容易で、災害対策用備品の配布手段「ルー」等の具体的な想定・検討が十分になされていない。</p> <p>④ 一時保護対策に係る訓練等 局及び各駅は、様々な訓練を実施している。しかしながら、一時保護対策に係る訓練については、特定の場面で集中的に実施する「日衛消防訓練」や「異常時訓練」においては、一時保護対策を内容としたものは行われていない。また、美田線を、連絡他社線の災害時の態勢を把握して、局は、災害時における都営地下鉄利用者への一時保護対策について検証を兼ね、強固に確保することが望まれる。</p>
---	--

一時保護対策に当たって重要な駅設備の確保について、建設工務部は、令和3年1月29日に開催した臨時区長会において、各駅に対して、詳細な説明を行った。

今後は、各駅に対して、設備の劣化や修繕の状況などについて、適時適切に情報提供を行うこと、総務部は、令和3年1月5日付けで、停電等により駅設備が手損等により停止する場合の「マニュアル」に追加するよう事務連絡を提出した。電車部はこれを踏まえて、令和3年2月17日の臨時区長会にて各駅構内にて各駅構内の「異常時対応マニュアル」を改正し、各駅に配布した。

また、令和3年2月17日に開催した臨時区長会において、各駅に対して、駅構内での一時待機を可能とするよう、備品の一時的保護対策の再検討を行った。

一時保護対策に係る訓練について、電車部は、上丸山駅の便利結果を集約し、令和3年7月30日付けで「一時保護対策訓練(標準手順書)」を策定した。また、令和3年9月6日付けで、本手帳等を活用して訓練を今年度実施した。電車部は、連絡他社線の災害時の体制などを再確認した。また、令和2年12月25日付事務連絡を受け、各駅構内にて実施した。これらを通じて、各駅構内の体制について確認した。【1-1-5】

【令和2年工事監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
11	水道局	斜前女定に用いる補強材の施工管理を行うべきも	水道局は、工事請負契約により、浄水所において、平成28年8月に発生した斜前助慶の仮口工事を補強材などを用いて行っている。 ここで、切土補強（東・中・西日本高速度道路株式会社）では、斜前の崩壊を防止するため、設計において、事前地質調査で把握した地層別の長さなどの地層条件に基づき、すべり面における崩壊防止に必要な抵抗力を確保するため、所定の安全率を確保することとしている。 また、施工の際に、設計時の地層条件を確認するため、現場で補強材を挿入する削孔位置において、削孔ごとに押出す地層別の長さを把握するよう定めている。 しかしながら、本契約の施工管理記録について見ると、削孔ごとに排出した地層別の長さが記録されていないことが認められた。 本契約においては、詳細な事前地質調査結果による構造計算を踏まえた設計図面と併せて、現場で削孔した孔における地層別長さが構造計算で用いた長さとして大幅に異なっていた場合、所要の安全率が確保されていない可能性がある。水道局は、斜前女定に用いる補強材の施工管理を適切に行わなければならない。	多摩水道改善推進本部調整部は、斜前女定の施工管理に関し、施工時は補強材等を挿入する削孔位置の回転力変化等により、設計段階で実施した地質調査の結果と一致しない点があること、地層別の長さ等が設計図面と一致しないことから、工種及び管理項目ごとのチェック機能の強化を図った。 【2-7】 調整部は、令和3年3月30日付けの事務連絡により、施設部及び各給水の事務所に対し、特任主任検査への記載と適切に施工管理を行うよう通知し、再発防止の取組を図った。 【2-エ】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
12	産業労働局	ローワークの施工・品質管理の基	産業労働局は、2件の契約により、林内の転石や亀裂を含む管理の落ち防止のため、ローワーク等のより落下防止対策を行っている。 このうち、各契約のローワークの施工管理に記載された施工・品質管理項目について見ると、次のとおり統一が図られていない点が認められた。 ① プンカー引孔長等の測定回数 ② プンカー引孔及び品質管理の測定 ③ プンカー引孔試験や補付トング試験の管理取付等 これは、各契約で異なる製造会社のローワーク材料を採用しており、各製造会社独自の施工・品質管理基準を適用して施工したためである。施工・品質管理が行われており、各製造会社等の設計条件を満たしていることは確認できるものの、局において、統一のローワークの施工・品質管理を行うことが求められる。ローワークの施工・品質管理の基準化について検討が望まれる。	関東甲信越地域でローワーク管理基準を持つ地県を調べたところ、特定の製造会社の基準が採用されており、統一の基準ではないため、改めて各製造会社の規格値と管理基準等の状況を調査した。 その結果、一致する部分と一致しない部分があることが明らかとなったため、統一の管理基準にヒアリング等を行う。統一の管理基準に、品質管理が可能なことが調査された。 製造会社への管理項目の調査結果及び製造局との調整結果を踏まえ、産業労働局において主要品質管理項目であるローワーク引孔及び品質管理の測定、プンカー引孔試験等について基準を統一し、その他の項目は製造各社の管理基準を適用する改正を令和3年9月に行った。 【1-エ】 局は令和3年8月にローワークの施工・品質管理の基準化に係る打合せ会議を開催し、局で定める「設計等事項基準書」並びに所定定める「設計等の改正の方向性」について担当者へ周知した。 【2-エ】
13	中央卸売市場	中場内の舗装管理図について	中央卸売市場は、工事請負契約により、足立市場の傷んだ舗装の補修を行っている。 ところで、中場外構工事設計要領（構内舗装・非水等編。以下「要領」という。）では、舗装構成の設計に当たっては、その目内に照らした上で、それぞれ別の規模の状況に応じ、施工性・経費性・維持管理等についても十分配慮することとしている。 しかしながら、昭和57年の設計図面に基き、昭和57年の設計図面により舗装構成を設計しており、他市場の舗装構成についても資料により確認したところ、豊洲市場以外の9市場において、30年以上前のしゅん工図面を用いた舗装構成としていたり、しゅん工図面及び舗装構成が不明であったりするなど、要領に沿っていない舗装構成が認められた。 今後の維持管理において、現場の利用状況に即し、要領に基づいた舗装管理図を整備することによって、合理的に舗装の維持・補修工事を行うことが可能である。市場は、各市場内の舗装管理図の整備について検討が望まれる。	中場は、しゅん工図や交通調査を基に、舗装の設計に必要な「路床土区分」を委託設計（CBRI）や「交通量区分」を委託設計の舗装構成等と共にまとめた。「1-エ」を委託設計の舗装構成図を各市場で作成した。 【1-エ】 中場は、「舗装管理図」に打換え等の人材職や修繕の際に標準となる舗装構成図を記載し、担当者によって設計に差異が生じないよう、方針の統一を図っていくことについて、令和3年9月27日付事務連絡により、関係者に周知した。 また、「舗装管理図」は、技術データベースに掲載することともに、更新の利用状況や基準等を反映するよう継続的に見直し・更新を行っていく。 【2-エ】 中場は、令和2年10月26日に工事担当課長代理・維持管理担当者合同会議を開催し、指摘意見及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】

水道局	14	場内舗装機成の標準化について	水道局は、4件の契約により、給水所及び浄水場の整備等を行っており、場内舗装を透水性舗装としている。構内舗装（排水等舗）及び高が通用している建設用舗装工事設計基準では、透水性舗装の設計について舗装構成を定めている。 しかしながら、本契約の設計図面に異なっており、施設ごとに舗装構成が異なることと認められた。これは、各契約において、各所がそれぞれ独自に水道事業を遂行していた時期に整備した既設舗装の舗装構成を踏襲して現況復旧したためである。 今後、各施設の敷地内における大型車両の通行頻度、歩道や駐車場などの用途を踏まえ、利用状況に応じ、舗装構成を標準化するなどで、維持管理を効率的に行うことが可能である。水道局は、浄水所等における場内舗装機成の標準化について検討が望まれる。	局は、大型車両の通行頻度や文庫の調査等を実施し、場内舗装機成の標準化に向けた検討を行い、標準化（案）を作成した。【1-E】 局は、令和3年9月28日に取りまとめた標準化（案）により、区別は地上の浄水場（浄水所）を、多摩地区は地下管線（浄水所）を今後施工し、経過観察（モニタリング）を実施する。また、状況に応じて適宜見直しを行う。 【2-G】 局は、令和3年1月14日付けで、共有及び注意喚起を行った。【2-E】
	15	積算基準における改良土の上量率について	水道局は、工事請負契約により、既設管きよの更新を図るため、管きよ敷替等を行うとしている。 ところで、局積算基準（管路・掘削）と下水道局、以下「積算基準」という。では、管きよの埋戻しに使用する改良土の体積比（以下「上量率」という。）について1.26と定められている。 この上量率について確認したところ、局は、従来、建設局が積算基準（共通編1）で定め、各局が準用していたが、平成20年度に現場利用実態に基づき、上量率を1.26に改定している。 しかしながら、改定した際も原簿が不明であり、改定された総額も正確でない。局は、積算基準における改良土の上量率について、根拠を明確にするための検討が望まれる。	計画調整部技術開発課は、改良土の上量率について、現場利用実態の検証を令和2年度末までに実施したが、明確な根拠を見出すことはできなかった。 このため、国土交通省からの通知文「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国官計第59号、以下「通知文」という。）の土質区分を一定の根拠とし、通知文に基づき、令和3年10月発行の積算基準の改定版において、改良土の上量率を1.26から、各局が準用している値と同じ1.33とした。【1-E】 積算基準の改定版と積算基準の新旧対照表を用い、関係職員に改定内容を周知した。【2-E】

【令和2年度公営企業各会計決算審査】		【意見・要望事項】	
番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約
16	水道局	業務活動によるキャッシュフローについて	<p>キャッシュ・フロー計算書は、資金収支の状況を示した報告書であり、発生主義による収益・費用を認識する損益計算書とは別に、現金の収入・支出に關する情報を把握するために「規則」という。）等に基づいて作成される。このうち業務活動によるキャッシュ・フローは、指針によれば、地方公営企業の通常の業務活動のみに係る現金の状況を表すため、サービス又は仕入等による収入、原材料、商品又はサービス等の購入による支出、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載するものであり、キャッシュ・フロー計算書の様式は規則別記第15号様式に示されている。</p> <p>局は、間接法により、キャッシュ・フロー計算書を作成しており、この方法では、損益計算書の当期純利益に、非資金損益項目、業務活動に係る資産及び負債の増減並びに投資活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれるキャッシュ・フローに關連して発生した損益項目を加減算して算出している。ところで、局は、損益計算書において、規則第4条に基づき、過年度損益修正損と表示している。一方、キャッシュ・フロー計算書では、業務活動によるキャッシュ・フローの小計の下で1その他として過年度損益修正損の額を表示している。</p> <p>しかしながら、このことは、上記の間接法の作成方法のみならず、地方公営企業法施行令第15条に定める内容も明記して、小計から上で非資金損益項目として当期純利益に加算して表示すべきものである。</p> <p>これにより、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書とが一致するようにならなければならない。局は、業務活動に係るキャッシュ・フローを適切に表示することが望まれる。</p>
			<p>令和3年8月30日付けで、監査の連携調整担当部署から所管部署に好し書面により監査結果を周知し、再発防止部署に依頼していた。令和3年9月1日、把握内容について担当内会議によって共有を行い、再発防止の周知徹底を行った。【2-E】</p>

〔令和2年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	総務局	物品が過大 登載となっ ているもの	物品1点(特種用途自動車)が過大 に登載されている。	過大に登載されていた物品について、令和3年8月3日に物品管理システムで所属機を登録し削除した。なお、同日に陸運局にて当該物品が所属機を登録されたことを確認した。
				<p>【1-ウ】時に物品管理システムで登録又は削除する物品について、因幡部局と十分な連絡調整を行うとともに、現物照合を求めた実際の物品との整合について経理担当内で複数チェックを実施することとした。また、所属の事務システムでこの旨を担記・修正した。</p> <p>【2-ウ】物品管理システムの入力整理期間内の登録について依頼する際には、登録内容の確認等の徹底について改めて周知するとともに、必要な所管機を系統し、年度末を避け、速やかに行うよう、依頼して行く。</p> <p>また、局内における近年の決算審査指導事例について、メールにて周知し、今後、同様な過大登載等がないよう注意喚起を図った。</p> <p>【2-エ】</p>
18	生活文化局	債権が計上 漏れとなっ ているもの	債権2万円(駐車場の敷金)が計上 漏れとなっている。	令和3年10月27日に、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 <p>【1-ウ】債権増減異動通知書の提出に当たっては、担当と課長代理による複数チェックを徹底するとともに、今年度まできたる場合であっても遺漏なくつき処理を行っていくことを徹底した。また、上記契約書については、特に解除の申出がない限り毎年自動更新となることから、契約書と債権金額について最新た。契約書の添付の際には、本台帳による確認も併せて行う。</p> <p>【2-ウ】</p>
				<p>1</p> <p>2</p>

19	オリエンゼン ク・パワ ンビック ク局	土地建物の 収入滞り及び 過大計上並び に建物賃 借料の滞り 及び収入 滞りとなっ ているもの	<p>(ウ) 使用料及手数料(埋)使用料 (リ) スポーツ施設使用料において、 土地建物の滞り額及び収入滞りが計上 され、848万7,505円過大に計上 され、(ウ)財庫収入(項)増進運用 収入(目)財産貸付収入において、建 物賃借料の滞り額及び収入滞りが同額 過大に計上されている。</p>	普通財産に係る施設使用料の滞り処 理の際、科目取りが生じた原因につい て人金施設部は、携帯電話基地局設 のための使用料の徴収は、行政財 源と同じ科目を用いて処理をしてし まったことが一因であることを確認し た。
				<p>このことから部は、再発防止策として、①当該施設が普通財産であること について、担当者をはじめ部全体で留 意して、確認を行うこと、②起案の段階 で、事業所管の事務担当者、課長代 理及び部内経理担当にて、複数チェ ックを徹底すること、③事務処理に当た り、あらかじめ内容を確認するための 十分な時間を考慮したスケジュールを 設定し、管理職による進捗管理を行う ことなどの取組を行う。</p> <p>【2-ウ】部は、今回の指摘内容と併せて再発防 止策について、令和3年9月7日に開 催した課長代理会で、周知徹底を行っ た。これらの取組を通じて適正な処理を 行っていく。</p> <p>【2-エ】</p>
20	都市警備局	滞り額が登 載漏れとな っているもの	<p>商業簿2件(スマートフォンほか 1件)が登録漏れとなっている。</p>	令和3年6月1日、登録漏れとなっ ていた商業簿2件を財産情報システム に登録した。 <p>令和3年10月29日、公有財産増 減異動通知書を会計管理者へ提出し、 修正手続を行った。</p> <p>【1-ウ】本件事例について、都市基盤部は令 和3年9月10日付事務連絡「適切な 財産計上に向けての対応について(依 頼)」を文書送付により周知し、部内 に注意喚起を図った。</p> <p>【2-エ】</p>
				<p>1</p> <p>2</p>
21	環境局	物品が登載 漏れとなっ ているもの	物品4点(振動発電ユニット)が登録 漏れとなっている。	令和3年9月8日に、物品管理 システムに係る支出命令書の回付に ついて、物品登録確認書を必ず添付 し、部及び局経理担当者との複数チェ ックを行うこととし、令和3年9月6日 の庶務担当課長会において本件対応に ついて局内周知した。 <p>【2-ウ、2-エ】</p>
				<p>1</p> <p>2</p>
22	環境局	債権が過大 計上となっ ているもの	債権5,000万円(東京都住宅向 け地域冷暖房効率向上支援貸付 金)が過大に計上されている。	令和3年10月25日、債権増減異 動通知書を会計管理者へ提出し、修正 手続を行った。 <p>【1-ウ】債権増減異動通知書の回付の際には必ず 債権増減異動通知書を添付し、部及び局経理担当 者の複数チェックを行うこととし、令 和3年9月6日の庶務担当課長会にお いて本件対応について局内周知した。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p>
				<p>1</p> <p>2</p>

23	福祉保健局	還付未済額及び収入未済額が通入計上となっているもの	(款) 分相金及負担金(項) 負担金(目) 福祉保健費負担金において、還付未済額及び収入未済額が各275万4,450円(通入)に計上されている。	過人に計上されていた還付未済額及び収入未済額275万4,450円について、令和3年7月29日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1-ウ】 令和3年9月10日付事務連絡及びび開口開催の管理担当課長(代理)において、指図内容について部と各児童相談所間で情報共有するとともに、会計処理について不明点がある場合には、速やかに連絡するよう周知徹底を行った。 【2-エ】
24	福祉保健局	作権が通入計上となっているもの	債権254万8,758円(看護部等修学資金貸付金ほか1件)が通入に計上されている。	令和3年10月27日、債権増減表更新通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 【1-ウ】 【看護部等修学資金貸付金】 債権増減表更新通知の作成に当たり、確認作業を作成し、改めて担当職員内で複数チェックを行うよう体制整備を行った。 【2-ウ】 【女性福祉資金貸付金】 債権増減表更新通知の作成に当たり、調定額の集計表において、前回債権増減表更新通知提出時の数値とずれが生じたかどうかを判定するチェック欄を設け、注意を促すことにより再発防止を図った。 【2-エ】
25	産業労働局	調定額及び収入未済額が通入計上となっているもの	(款) 使用料及手数料(項) 使用料(目) 産業労働使用料において、調定額及び収入未済額が各6,500円(通入)に計上されている。	東京都立保健職業能力開発センター(江戸川校)は、過人に計上されていた調定額及び収入未済額6,500円について、令和3年7月2日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1-ウ】 江戸川校は、一旦に講定登録することとが無いように庶務担当と事業担当との複数チェックを徹底することとし、再発防止に努めた。 【2-ウ】 また「収入未済一覧確認表」を作成し、財務会計システムで収入未済一覧表の確認漏れがないよう徹底し、再発防止に努めた。 【2-エ】 令和3年8月27日付事務連絡で局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対しても再発防止を図った。 【2-エ】 雇用就業部は、令和3年9月10日付事務連絡で所管する事業所に対し監査の結果を周知し、再発防止を図った。 【2-エ】

26	産業労働局	出資による権利が登録漏れとなっているもの	出資による権利1,727万6,423円(公財)東京都豊林水産振興財団出せん金(分収林経営安定基金第Ⅱ期)ほか1件)が登録漏れとなっている。	出資による権利で登録漏れとなっていた2件(1,727万6,423円)について、いずれも令和3年8月2日に財務情報システムで修正処理を行った。 【1-ウ】 豊林水産振興は、令和3年8月2日に、団体から出せん金に関する報告があった際、確認を徹底するよう部内で注意喚起を図った。また令和3年8月18日に、(公財)東京都豊林水産振興財団に対して、報告に当たっては確認を徹底するよう周知を図った。 【2-エ】 出せん金(分収林)については、財団と令和3年9月27日付けで出せん金契約に関する協定を交わし、消費税の取扱いについて事務処理手続を定めた。 【2-エ】 局は、令和3年8月27日付事務連絡で局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対しても再発防止を図った。 【2-エ】
27	建設局	土地が登録漏れとなっているもの	土地708.94㎡(多摩都市計画道路3・1・6号線事業用地ほか1件)が登録漏れとなっている。	南多摩東部建設事務所は、登録漏れとなっていた土地708.94㎡について、令和3年7月29日に財産情報システムに登録した。 【1-ウ】 道路区域外の行旅財産である土地について、道路区域輸入済みであると誤認して財産情報システム上の登録漏れが生じたことから、上記土地の登録漏れが生じた。 そのため、道路区域外の行旅財産である土地を道路区域に輸入した際のシステム処理を行うに当たっては、根拠資料との照合を行い、担当者及び課長代理による複数チェックを徹底することとした。令和3年8月27日に、行った担当内打合せにおいて、これらの手順をまとめて、財務局発行の財産情報システム操作マニュアルに、複数名チェックシステムを行う旨を令和3年8月30日に先書きで追記し、限内に保管した。 【2-ウ、2-エ】

建設局	建物が過大 登載となっ ているもの		建設局		
	1	ア	イ	ウ	エ
28	建物が過大 登載となっ ているもの		建設局		
1	ア	イ	ウ	エ	オ
2	ア	イ	ウ	エ	オ

建物が2334、88㎡（東大和南公園  
倉庫ほか9件）が過大に登載されてい  
る。

西部公園緑地事務所は、過大に登載  
されていた建物198、22㎡（東大  
和南公園倉庫ほか8件）について、令  
和3年8月25日に、財産情報シス  
テムから削除した。【1-ウ】  
第六建設事務所は、過大に登載され  
ていた建物36、66㎡（第六建設事  
務所）について、令和3年8月23日  
に、財産情報システムへの訂正  
登録を行った。【1-ウ】  
建設物等の  
行政財産を撤去する際には事前に所内  
の広報共済を行うほか、新設建物の財  
産情報システムへの登録時には、旧建  
物の有無やシステム上の台帳削除につ  
いて担当者及び課長代理による複数  
チェックを行うこととした。  
これらの手続について、指図に關係  
する管理課及び工課の前で令和3年  
8月24日付けの事務連絡により確認  
するとともに、同日に行なった西部公園  
緑地事務所課長会にて、各課に同事務  
連絡を配布して周知した。  
【2-ウ、2-エ】  
第六建設事務所は、財産情報システ  
ムで財産登録の処理を行った際には、  
登録内容も含めて担当者及び課長代理  
による複数チェックを徹底することと  
した。令和3年8月20日には、この手  
続について、庁舎の財産登録を行う庶  
務担当者と庶務担当課課長代理によ  
る打合せで確認するとともに、同月  
30日には、財務局発行の財産情報シ  
ステム操作マニュアルに未書きで追記  
し、課内に保管した。【2-ウ】

建設局	物品が過大 登載及び登 載漏れとなっ ているもの		建設局	
	1	ア	イ	ウ
29	物品が過大 登載及び登 載漏れとなっ ているもの		建設局	
1	ア	イ	ウ	エ
2	ア	イ	ウ	エ

① 物品17点（パソコン、プリンター  
1点、コピー機1台）が過大  
に登載されている。  
② 物品1点（無線電話装置）が登  
載漏れとなっている。

① 公園緑地部は、過大に登載されて  
いた物品17点について、令和3年  
7月30日に、「物品管理システムか  
ら削除した。【1-ウ】  
書類が無いために過大に登載したこと  
から、指定管理者に對して令和3年  
9月3日付けで事務連絡を发出し、普  
告も提出するよう依頼した。また、普  
告指定管理員からの重要物品の購入  
力時には、購入時の契約書等を確認  
することとした。更に、担当内で共有  
することも、同年9月1日に公計管  
理局発行の物品管理マニュアルに未  
書きで追記し保管した。  
【2-ウ、2-エ】  
② 緑地部は、登載漏れとなっていた  
物品1点について、令和3年8月2  
日に物品管理システムに登録した。  
【1-ウ】  
また、無線電話装置が、物品とし  
て認識されていなかったため、適正  
な事務処理を行うよう、物品の登録  
を所管する管理課から装置を所管す  
る防災課宛てに令和3年8月2日付  
けで事務連絡を發出し、周知徹底し  
た。【2-エ】

建設局	物品が過大 登載となっ ているもの		建設局	
	1	ア	イ	ウ
30	物品が過大 登載となっ ているもの		建設局	
1	ア	イ	ウ	エ
2	ア	イ	ウ	エ

物品1点（特種用途自動車）が登載  
漏れとなっている。

令和3年8月3日に、物品管理  
システムに登録した。【1-ウ】  
今後は、物品の所属換えについて、  
関係部局と十分な連絡調整を行うと  
ともに、所属換えが適切に行われて  
いるか複数チェックを徹底する。  
また、令和3年8月31日に、総務  
課から局内関係部所に対して、事務  
主任及び再発防止の取組について周知  
し、注意喚起を行った。  
【2-ウ、2-エ】  
物品2点（人工操作器）が過大に登  
載されている。

東京消防庁	物品が過大 登載となっ ているもの		東京消防庁	
	1	ア	イ	ウ
31	物品が過大 登載となっ ているもの		東京消防庁	
1	ア	イ	ウ	エ
2	ア	イ	ウ	エ

過大に登載された重要物品2点につ  
いて、令和3年6月23日に物品管理  
システムから削除した。【1-ウ】  
再発防止の取組として、「重要物品  
の物品管理システムからの過大登録  
漏れに係る再発防止策について」（令  
和3年8月11日付3件総務第405号  
神田消防署長決定）により過大な登載  
に至った原因を明らかにするととも  
に、登録申請書類の処理の流れ及び登  
録後の確認事項を整理し、再発防止策  
を担当係内で周知した。【2-ウ】  
また、「適正な物品管理事務の徹底  
について」（令和3年9月10日付3  
件総務第747号経理契約課長通知）に  
おいて、令和2年度各会計収入歳出入  
原簿の保管事項並びに当該事項の原  
因及び再発防止策を庁内に通知し、適  
正な物品管理事務の徹底について周知  
を図った。【2-エ】



32	教育庁	<p>① (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 納付金において、調定額が79万8,707円過大に計上されている。</p> <p>② (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 納付金において、収入未済額が79万8,891円過大に計上されている。</p> <p>③ (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 納付金において、還付未済額が184円過大に計上されている。</p>	<p>過大に計上されていた調定額及び収入未済額のうち、3万3,520円については令和3年7月1日に、76万5,187円については同月15日より更正処理を行った。</p> <p>また、過大に計上されていた収入未済額及び還付未済額184円について、令和3年7月15日に、財務会計システムにより更正処理を行った。</p> <p><b>【1-7】</b> 再発防止の取組として、調定額及び収入未済額が過大に計上されていた件については、給与担当時に、起案文書・輸入調定登録書・チェックリストの3点の金額が合っていることを必ず複数チェックにより確認する。②教育政策課から導入予算累計照会を入手し、調定額の確認を行う。③既存の事務マニュアルに事務処理の流れを詳細に明記するとともに、年度末において、確実に引継ぎを行うこととした。</p> <p>収入未済額及び還付未済額が過大に計上されていた件については、給与担当者が①輸入調定時、登録書及び取消書について、起案文書・支出命令書・調定登録書及び過払納登録書の4点の金額との整合性を複数チェックにより必ず行う。②既存の特例処理マニュアルに点検項目の追加を行い、事務処理のチェック欄が起きないよう改善を図った。</p> <p>また、以上のことについて、所管担当及び該当所管理において協議し今後徹底することを確認した。</p> <p><b>【2-7】</b></p>																			
				<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> <td>カ</td> <td>キ</td> <td>ク</td> <td>ケ</td> <td>コ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> <td>カ</td> <td>キ</td> <td>ク</td> <td>ケ</td> <td>コ</td> </tr> </table>	1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ												
2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ												

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

